

公益社団法人埼玉県理学療法士会  
令和3年度第3回理事会議事録

1. **開催日時**：令和3年7月20日（火）19：00～21：23

2. **会場**：インターネット会議

3. **理事現在数及び定足数**

理事現在数 19名 定足数 10名

4. **出席理事数** 19名

出席理事： 南本浩之、岡持利亘、水田宗達、田口孝行、原田慎一、渡邊雅恵、横山浩康  
茄子川知浩、兵頭甲子太郎、赤坂清和、三宮将一、阿久澤直樹、櫻場勝、吉川貴矩  
宇野潤、真下和貴、菊地裕美、乙戸崇寛、渡邊賢治

欠席理事： なし

5. **監事現在数及び出席監事氏名**

監事現在数 2名

出席監事：前園徹、清宮清美

欠席監事：なし

6. **出席部長・エリア長・委員長**

原嶋創 塚田陽一

7. **出席部員**

小野田翔太（書記）

8. **議長の氏名**

南本浩之

9. **議題**

<計画内審議>

部長・エリア長・委員長選任について

<計画外審議>

1. 【事務局】定款細則変更について

2. 【事務局】委員会設置運営規程について

3. 【国際スポーツ競技対策委員会】東京2020オリンピック・パラリンピック ボート競技サポート活動の広報について

4. 【事務局】総会・議決権行使書の提出について

5. 【災害対策委員会】県外での災害発生時における県士会（3役）への連絡体制について

6. 【新型コロナ在り方委員会】集合型研修における運営指針について

<報告事項>

1. 【事務局】100名以上のオンライン研修会開催について

2. 【事務局】LINEWORKS 審議について

3. 【財務局】令和3年度財務状況について

## 10. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

### (1) 定足数の確認等

冒頭、本理事会はインターネット会議のため出席者の通信状況を確認し、問題なく進行できることを確認した。また、議長が定足数の充足を確認し、本会議の成立を宣言した。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

#### <計画内審議事項>

#### 1. 部長・エリア長・委員長選任について

##### 【事務局】

議長の求めに応じ、水田事務局長から資料に基づき、部長選任についての説明があった。審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

##### 【財務局】

議長の求めに応じ、横山財務局長から資料に基づき、部長選任についての説明があった。審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

##### 【事業局】

議長の求めに応じ、茄子川事業局長から資料に基づき、部長選任についての説明があった。審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

##### 【学術局】

議長の求めに応じ、兵頭学術局長から資料に基づき、部長選任についての説明があった。審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

##### 【教育局】

議長の求めに応じ、赤坂教育局長から資料に基づき、部長選任についての説明があった。審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

##### 【広報局】

議長の求めに応じ、三宮広報局長から資料に基づき、部長選任についての説明があった。審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

##### 【職能局】

議長の求めに応じ、阿久澤職能局長から資料に基づき、部長選任についての説明があった。審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

**【東部ブロック】**

議長の求めに応じ、櫻場ブロック理事から資料に基づき、エリア長選任についての説明があった。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

**【西部ブロック】**

議長の求めに応じ、渡邊雅恵副会長から資料に基づき、エリア長選任についての説明があった。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

**【南部ブロック】**

議長の求めに応じ、宇野ブロック理事から資料に基づき、エリア長選任についての説明があった。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

**【北部ブロック】**

議長の求めに応じ、真下ブロック理事から資料に基づき、エリア長選任についての説明があった。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

**【ブロック連絡委員会】**

議長の求めに応じ、渡邊雅恵副会長から資料に基づき、委員長選任についての説明があった。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

**【国際スポーツ対策委員会】**

議長の求めに応じ、原田副会長から資料に基づき、委員長選任についての説明があった。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

**【第 42 回関東甲信越ブロック理学療法士学会準備委員会】**

議長の求めに応じ、田口副会長から資料に基づき、委員長選任についての説明があった。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

**【組織運営委員会】**

議長の求めに応じ、菊池担当理事から資料に基づき、委員長選任についての説明があった。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

**【専門性委員会】**

議長の求めに応じ、乙戸担当理事から資料に基づき、委員長選任についての説明があった。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

### 【職能委員会】

議長の求めに応じ、渡邊賢治担当理事から資料に基づき、委員長選任についての説明があった。審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

### <計画外審議事項>

#### 1. 【事務局】定款細則変更について

議長の求めに応じ、水田事務局長から資料に基づき、定款細則変更についての説明があった。審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

#### 2. 【事務局】委員会設置運営規程について

議長の求めに応じ、水田事務局長から資料に基づき、委員会設置運営規定についての説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

南本：今まで明確な委員会設立の規定がなかった。専門委員会設立にあたり、議題に挙がった経緯がある。

田口：理事の共通理解の為に改めて確認。委員会の設立のためには会長あるいは組織検討委員会に提案する。そして理事会に議題として挙げてもらうという流れが共通理解。新分野開拓委員会は何をするか。委員会は設立したいと話があった時に、委員会設立のための文書なりを新分野開拓委員会で文書を作成し、組織検討委員会に提出し、理事会にあげて承認をもらう。その後、新分野開拓委員会内で、正式な設立に向けた準備を進めていくという流れで良いか。

どんな委員会であれ、まず新分野開拓委員会に申し出るという事で良いか。

南本：専門性の新しい分野を開拓していく委員会の場合は、乙戸氏の新分野開拓委員会になる。士会運営に必要な委員会は組織運営検討委員会で考えていくことになる。こんな委員会があった方が良いとか、部局に入れるべきとかの提案は組織運営検討委員会に提案して頂くのが良い。専門性委員会と新分野開拓委員会がある職能委員会とが繋がりをもって会長に相談し三役で検討し理事会で議題として挙げる流れになると考えていく。

清宮：それで良いと思う。常設委員会と特別委員会の棲み分けを理事の皆さんでしっかり理解してもらえれば良い。

南本：特別委員会も5年後くらいに常設委員会に切り替えるのか、部局に切り替えるのか検討してスリム化を図っていく。

清宮：それが委員会の役割。

田口：皆さんの共通理解が得られれば良い。

南本：委員会設立の提案の際は、理事の方は担当副会長に一度相談をしてもらうとスムーズに検討できると思う。

渡邊雅：組織図を見た時にどれが常設委員会で特別委員会なのか分からない。あと特別委員会から常設委員会になるタイミングは誰が判断するのか。

水田：特別か常設かは現状では分からない。この議題承認後に一度各委員会で規定を作成してもらい検討する予定。

南本：基本的にははじめは特別委員会で始まり、常時県士会の委員会としてあるべきか理事会で承認されれば常設委員会となるのでは。きちんと規定が出来上がった時に常設委員会か特別委員会か検討し、皆さんに意見をもらって整理したい。

清宮：選挙管理委員会と財政基盤委員会は常設委員会だが、他の委員会で特別委員会から常設委員会に変わったものはなかったであろう。しっかり検討する為に5~6年は継続すべきではないか。

南本：今回、全ての委員会に担当理事と担当副会長を配置することが組織として可能となったので、これからきちんと整理していく。

清宮：選挙管理委員会と財政基盤委員会についてはそのまま常設委員会のままが良いと思うが。

南本：選挙管理委員会と財政基盤委員会、組織検討委員会は常設委員会で良いと思う。ブロック連絡委員会なども長いので、その辺も皆さんで協力して整理していく。

田口：部と委員会の違いは何かあるのか。定款にも載ってない様子。

南本：監事の方でわかるか。

清宮：定款作ったのは私だが明確に規定していなかった。作成する場合は細則でもいいかも。

田口：もしなければ作成すれば良いだけ。教育、委員会の内容を考えて委員会としてしまったが。

赤坂：定款と定款細則と分掌規定があった。公益社団法人になってから分掌規定がなくなった様子。各部や委員会の仕事内容が分からなくなってしまった。この辺は水田事務局長が整理してくれるとのことでした。

清宮：確かに過去にそれぞれの部や委員会の文書があった。公益社団法人になった際にそれ以上進めなかった。水田事務局長と協力し整理します。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

### 3. 【事務局】総会・議決権行使書の提出について

議長の求めに応じ、水田事務局長から資料に基づき、令和3年度定時総会における議決権行使書の未登録者が多数認められた為、未登録者が2名以上いる施設へ公文書として「議決権行使書の提出のお願い」を作成し送付する件についての説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった

田口：会長からの公文書も大事だが、埼玉県士会のネットワークも不足しているのも原因ではないか。指定管理者研修部もネットワーク（繋がり）を作ることを検討している。会長からの公文書に加えて、施設毎での繋がりを作るシステムを構築するのも必要でないか。今後提案する予定。

宇野：私達はどこかに雇用されている立場。事業者の方が埼玉県理学療法士会あるいは日本理学療法士会に所属していることに意義を見出していなければ、従業員としてははっきり言ってあ

まり意味がない。若い会員は士会・協会に所属している意義が分からないのだと思う。ブロックの意義は横の繋がりだと思っている。今回の総会の議決権も若い方は分からないのではないかな。私の一票は意味がないと思っているのでは。本当は違うということを理解してもらわないといけない。前所属では会費未納で退会されたスタッフに再度入会を促せなかった。そのスタッフにメリットがないから。PT 県士会に所属しているメリットを伝えなければいけない。具体的にどう伝えていけばよいのか考えなければならないのではないかな。

南本：おっしゃる通り。会費をお支払い頂いているメリットを返さなければいけない。学術・交友的にも良いものだと体験・理解して頂ける士会運営していかなければいけない。

阿久澤：所属先でも入会者が少ないが、今はいいきっかけになる時期ではある。広告ガイドラインで協会が引いてしまい、認定理学療法士をとっても広告に使えなかった。しかし協会が考え方をシフトして、身分保障しようとする流れになってきている。先を見ると登録理学療法士は教育を受けているという後ろ盾がもらえるようになるのでは。雇用側がPTを選べる時代になるはず。これをどこかのタイミングでアピールするべき。未入会のスタッフは研修意欲が少ないと肌で感じる。内部の研修も外部の研修も参加しないから会費の支払いが無駄になるから入会しない。その二極化が進んでいる。士会運営は良いはずだが、そこに興味がないスタッフもいるのも現実。メリットがあるという会員募集の仕方だけでは無理で、入会していないと守ってあげられないということを伝えていかなければならない時期がくると思う。士会運営をどんなに美しくしても入会しない人は入会しない。結果それで雇用されない可能性が生まれるのはそういう人達なので、士会として会員を守る教育をしているというメッセージを出していくべき。協会は代表として国と仕組みを決めたりするようになり、研修は各県士会で運営していくことになるはず。

赤坂：阿久澤氏と同じ意見。理学療法士会は職能団体だから全員が入会するとは限らない。例えば素晴らしい映画あると言っても全員が見るわけではない。興味を持てるよう広報はしても限界がある。県士会として残念だと思うのは良いコンテンツは提供しているが、その広報にも限界があって致し方ない。皆さんと職能団体の価値を高める活動をしていければと思っている。

渡邊賢：議決権の回収率だけをみた時に、別の視点で考えると、登録してもらおう仕組みの問題はなかったのか。今回の課題は議決権行使が 2/3 を超えるということだったので、回収率を伸ばすためのさらなる工夫とかを検討すべきでないか。

岡持：渡邊理事と同意見で議決権行使書が集まらない事が問題。議決権行使書の来年度の連絡をしっかりと行うことが1つの課題で進めるべきでないか。宇野理事の意見は未入会の人に向けての課題。提案の議決と分けて考えた方が良いのではないかな。各施設での施設内の周知をする環境があるのかないのかも変わらと思う。

横山：個々のQRコードからWebでの登録になった。登録のアナウンスはしても、過去は記名していたので進捗状況が把握できたが今回は進捗が追えなかった経緯も原因かもしれない。

水田：ペーパーの時は今以上に集まらなかった為、各施設に連絡して促していた。電子化されて、各施設へ促しせずこの回収率になった。以前よりは改善している。促しがあればもっと回収率は上がるだろう。

南本：まずは各施設に「定時総会議決権行使書提出のお願い」の公文書を配布して良いか？そして文言も良いかについて承認をとって良いか。

審議の結果、原案通り、出席理事全員一致で承認された。

4. 【国際スポーツ競技対策委員会】東京 2020 オリンピック・パラリンピック ボート競技サポート活動の広報について

議長の求めに応じ、原田副会長から資料に基づき東京 2020 オリンピック・パラリンピック ボート競技のこれまでの活動実績に関して Web ページを作成した為、県士会ホームページへの掲載について説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

岡持：ずっと続けている活動でやっとう。昨年、オリンピック会場の撮影も行ったが写真に関して指摘された。選手は後ろ姿もダメだった。それさえ問題なければ良いと思う。

阿久澤：写真掲載の件がクリアであることが前提になるが、YouTube の動画もあると思うので、動画のリンクも同じように掲載出来るとさらに良いのではないかな？

審議の結果、画像掲載の確認をして問題なければという条件で、出席理事全員一致で承認された。

5. 【災害対策委員会】県外での災害発生時における県士会（3役）への連絡体制について

議長の求めに応じ、渡邊賢司担当理事から資料に基づき、1) 県外で災害が発生した場合、必要に応じて災害対策委員長の判断にて、適宜、県士会3役に報告する、2) 県士会会員による災害派遣が行われる際に、希望者には県士会長名にて当該所属施設に派遣協力に関する公文書を発行するか、について説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

情報の共有範囲について：

南本：近隣での災害とそれ以外の地域での情報共有の熱量に差がありそうだがどうか。

渡邊賢：全国 JRAT の共有できるチャットがあり情報が集まる。近隣で独自の別ルートから情報が入ることもあるかもしれない。

菊池：近隣災害だと関東ブロックで共有ツールがあって情報は入ってくる。東京・神奈川・群馬で何かあった際には迅速に情報が入ってくる。

宇野：実際行きたくても職場の理解が得られず、行けないことが多いと思う。そこを法人として後押し出来るようにしていくのが私達の役割でないか。

渡邊賢：2つ目の議題に挙げた、県士会としての立ち位置の中で出来る範囲の事を協力してくれた施設や個人に感謝を伝えることは比較的すぐにリスクなく始められるのではないかな。

南本：災害に関わっている医師会の先生からの情報だと、最近地震の起こり方が 3.11 の時と同じようになってきており、近いうちに災害が起こる可能性がある。

岡持：東日本大震災の後に医師会と PT・OT・ST 協会で埼玉県内に避難してきた福島の方々を支援したという過去の経緯。その時の活動がベースとなって、埼玉県の地域リハ支援体制を県が平成 26 年に事業化した。地域リハ支援体制整備事業で県内発災や近隣発災があった時のやりとりや人の調整をどうすべきか検討する時に 4 団体と県庁の医療整備課や地域包括ケア課と相談したいが、日本の JRAT が法人格を持っていなかったの、県庁としては法人格を持ってない団体とのやりとりは難しいということでこの図を作成した。有事は埼玉県内の地域リハ支援体制を活かして、組織化・ネットワークをしながらやっていく形を作っておいて、昨年度日本 JRAT が法人化されたので、それを受けて今年 9 月の地域リハ推進協議会でこの資料の続編を検討する予定。それを待って検討してもらえると助かる。現時点では県がこの資料を使って有事の際には動く流れになっている。提案書の情報公開については、東日本大震災や大型の台風の時に県土会のホームページに出していた。例えば地域ケア包括ケア推進部のホームページは、別バナーで地域活動支援の基本情報提供している。先ほどの 9 月の議論で整ったら PT・OT・ST それぞれの会のホームページに確定したものを掲載していく、あるいは何かあった時にらせる情報は枝葉で掲載していくというホームページへの発信は良いのではないかと思いますので引き続き検討をお願いしたい。施設の所属長宛の文書については、埼玉 JRAT 派遣の場合は医師会から依頼文が出されると思う。JMAT・DMAT については個人登録で施設宛への依頼ではないので士会から出すのは難しいのではないかと。埼玉 JRAT に関しては、医師会が出す文書に関係者名で文書を出してもらうのが良いのではないかと。活動した人への謝辞も良いと思う。県との議論も待ちながら合わせて進めて頂ければ。

渡邊賢：情報提供の必要性についてはどうか。必要であれば、フォーマットを準備して共有していく。大規模になると一部署で対応できない為、色んな部署に情報を均等に配っていき対策をとる。まずは 3 役に伝えることが必要だと考えている。

宇野：理事の中では理解が出来ると思うが若い人には届きにくいと思う。そこが若い人たちにどう伝えるかが県土会の課題だと思う。

渡邊：若い方々なので情報をきちんと捉えられるかどうかのリスクが気になる。誤った情報提供してミスリードになり、混乱を招かないようにする必要はある。まずは 3 役に情報を集めて、どういう情報を会員に提供すべきか判断をするための第一歩だと思っている。

南本：熱海の情報も頂いていたが、私自身は分かりやすくありがたかった。情報共有については 3 役にしてもらいたいと思う。その後その情報を理事に展開するか検討していく。謝辞に関しては 9 月の会議を経て検討させて頂きたい。

田口：災害対策は 4 団体で行っているはずなので、PT だけ出してとまらないよう調整が必要ではないか。

岡持：ホームページも含め 4 団体連名で出すべき。

審議の結果、1)は原案通り、2)は 9 月の地域リハ推進協議会での議論を経て検討する、という内容にて出席理事全員一致で承認された。



6. 【職能委員会】 集合型研修における運営指針について（新型コロナ委員会）

議長の求めに応じ、渡邊賢司氏から資料に基づき、1)集合型研修の必要性、2)集合型研修の運営指針について説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

南本：対面研修に向けてこの議題を通して意見交換したい。会員に向けて対面研修について県士会として、どのように考えて、どのように準備しているのか明確に発信していくべきだと思っている。

阿久澤：デルタ株の流行により、ワクチンの効力も難しい部分もありそう。コロナウイルス感染症の扱い（現在Ⅱ類感染症）が変わるタイミングを条件に入れても良いのではないかな。それまでは難しいのではないかな。感染症の扱いが変わるのを条件に入れて良いのでは？それが変更されれば良いと思うが。個人の研修会はやっている。会員からは会費を払っているのに、なぜ協会は開催しないのかという声が上がらそうだという懸念もある。代替手段として、実技系の動画をなるべく出したり、会員には無料で提供したり代替案が必要。対面研修開催に向けての議論を続けていることを伝える一方で、実技系のコンテンツを充実させるのも良いのではないかな。

宇野：エリア長をしていた時に誤解をしていて人を集めれば良いと思って事業をしていた。もし実技が出来るのであれば、講師がいて参加者は5名でも研修会を開催しても良いという規定があると、事業の企画側からするとやりやすい。

渡邊賢：5名の根拠は？

宇野：以前の職場では10名以上集まる場所には行っていけないという状況で対面の会議はダメだった。実際、緊密に実技をやる時に、極論5名～10名までは許容されても良いのではないかなという個人の意見。

岡持：研修の判断基準は、濃厚接触にならないという基準を明確に出来るかだと思う。人数は面積に対し何人かの物理的基準があるので、それに加えて濃厚接触にならないという企画をしているかということ以上、今はないのではないかな。

原田：今までの議論は会員に向けてのパターンだと思うが、事業局では一般向けにイベントを行っている。そこでも基準が欲しいと言われることが多い。そうなった時に例えば会員はパターンAなら、一般向けは1段階強い対策をすとか、イメージとかあるのかな。

渡邊賢：1つ確認だが、事業局の一般向けの場合で講演とかあると思うが、講師と一般市民が密になるようなパターンがあって、それが再開できないという認識で良いかな。

原田：大型のイベントから小さいものまで色々あり、事業の規模によって難しいと思うが、少人数で開催できる実技系のものも行っていきたい。

茄子川：スポーツリハとかは学校向けに対してやっている。そういう場合にどのようにしていくべきか。不特定多数の県民対象フェスタ等もどのように行っていくか、開催して良いのか、また再開の指針が難しい。

渡邊賢：一般向けと会員向けとは区別して考えるべきだと思った。濃厚接触の後追い出来る・出来ないもある。所在が分かった方が管理しやすいなら会員向けから始めるのが良いかな。一般向けに関しては県の指針など、そういった基準に従ってやるのもひとつと思った。

吉川：県士会員に満足してもらうのであれば、実技動画が無料で見られるのが良いと思う。タイミングは、最終的には3役または理事で開催許可できれば良いのではないかと。感染対策の指針は色々出ているので、基本的な対策をやってくれれば良いよという後ろ盾があれば良いのではないかと。自分が責任者で実技研修は怖くて企画できない。感染者が万が一、出てしまった時の後ろ盾が欲しい。感染者がゼロになるのは難しいと思うので。

渡邊賢：今回議題に挙げたのは決定プロセスを決められればと思ったから。参加は任意なので本人の自己責任のもと参加してもらい、感染を広めない努力は参加者も企画者もやる。それに従わない場合は参加を遠慮してもらおう。お互いに対策をしていこうと合意が得られれば、もし発生しても納得できるのではないかと。そのプロセスをしっかりしていく。その第一歩として現時点で出来ることとして、中止基準を出すのは良いと思っている。出来ない理由に対して納得感が発生すると思う。

南本：県士会として対面研修の再開に向けてどうしていくのか話し合っていくべき。

審議の結果、継続議題となった。

#### <報告事項>

1. 【事務局】100名以上のオンライン研修会開催について  
水田事務局長より資料に基づき以下の報告があった。  
<100名以上参加が予想される研修会を企画する場合の手順>  
① その旨（大規模ミーティングを利用希望）を記載し審議に挙げる。  
② 理事会審議が承認されたら事務局で大規模ミーティングオプションを担当理事アカウントに付与する。  
③ 担当者はそのアカウントを使用し研修会等を開催する  
※100名以上予定していなかったが予想以上に申込みが多くなった場合はその都度ご相談下さい。
2. 【事務局】LINEWORKS 審議について  
水田事務局長より資料に基づき報告がなされた。
3. 【財務局】令和3年度財務状況について  
横山財務局長より資料に基づき報告があった。

#### <その他の事項>

田口：第30回埼玉県理学療法学会の準備を進めている。ぜひ広報をお願いしたい。

南本：今回は30回記念大会になるので、事前登録は全会員登録無料になるのでぜひPRをしてほしい。

原田：理学療法週間部で進めていたNACK5の放映が無事に終わりました。PR動画、体操動画についてはまだ終えてないので改めて報告します。

宇野：理学療法週間は各ブロックで事業をやることが半ば義務化されている気がするが、その取扱いはどうしたら良いか。

原田：例年理学療法フェスタをショッピングモールで一斉イベントとして行っていた時には、各ブロックにお願いしていた。今年は現地開催出来ない為、動画作成をお願いした。

宇野：現状で南部ブロックではチラシの配布を事業として進めているが良いのか？児童向けに啓蒙するようなチラシを作成し関係各所へ配布するよう進めている。

原田：理学療法週間に合わせて一般公開講座の代替として、そのようなことをやっているのか？

宇野：そのようにしている。

原田：本来であれば理学療法週間の一斉イベントとして広報も一緒に出来れば良かったが、それも出来ていない為、行っていただいて問題ないかと思う。

以上をもって議案の審議等を終了したので、21時23分、議長は閉会を宣し、解散した。

この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

会長 \_\_\_\_\_ 印

監事 \_\_\_\_\_ 印

監事 \_\_\_\_\_ 印